

三島市介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

介護予防・日常生活支援総合事業	概要	実施状況	詳細（三島市の実施内容）
介護予防・生活支援サービス（要支援認定を受けたもの、基本チェックリスト該当者（事業対象者）等が対象）			
訪問型サービス			
総合事業訪問介護（改正前の訪問介護相当）	訪問介護員による身体介護、生活援助	実施	総合事業訪問介護として指定事業所にて実施
訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）			
指定事業所による提供	主に雇用されている労働者による生活援助	実施	指定事業所にて実施
短期生活援助（委託）			委託事業所にて実施
訪問型サービスB（住民主体による支援）			
シルバー人材センター実施（委託）	住民主体の自主活動として行う生活援助等	実施	委託にて実施（市内全域）
住民主体			実施団体1（芙蓉台自治会）R3.1～
訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	保健師等による居宅での相談指導等を短期3～6ヶ月で行う	未実施	
訪問型サービスD（移動支援）	移動前後の生活支援	未実施	
通所型サービス			
総合事業通所介護（改正前の通所介護相当）	生活機能向上のための機能訓練など	実施	総合事業通所介護として指定事業所にて実施
通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	ミニデイサービス、運動レクリエーションなど	未実施	
通所型サービスB（住民主体による支援）	体操、運動など自主的な通いの場	未実施	
通所型サービスC（短期集中予防サービス）	運動機能向上や栄養改善のプログラムを短期3～6ヶ月で行う	未実施	
その他の生活支援サービス			
栄養改善を目的とした配食		未実施	
住民ボランティア等が行う見守り		未実施	
訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問、通所型サービスの一体的提供等）		未実施	
介護予防ケアマネジメント（A、Cの順に優先する）			
ケアマネジメントA	原則的なケアマネジメント	実施	総合事業訪問介護、訪問型サービスA（指定事業所）、通所介護に対応するケアマネジメント
ケアマネジメントC	初回のみケアマネジメント	実施	短期生活援助、訪問型サービスB、高齢者福祉サービス（給食、ごみ回収）に対応するケアマネジメント
一般介護予防事業（第1号被保険者全てとその支援のための活動に関わるものが対象）			
介護予防把握事業	収集した情報を活用して何らかの支援を要するものを把握し、介護予防活動に繋げる	実施	高齢者総合相談窓口にて介護保険制度や高齢者福祉サービスについて知識を有する専門職をシルバーコンシェルジュとして配置し、高齢者のニーズや状況の把握を行い、適切なサービスにつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う	実施	※詳細は下記
介護予防講座等	健康、認知症予防、口腔機能や料理教室などの介護予防講座や講演会を開催		
シニア向け運動教室	身体や脳、口腔の健康を保ち、衰えを防ぐための運動方法を学ぶ教室を委託事業者により公民館等で開催		
オンラインを活用した講座	ICTを活用した介護予防活動に関する講座等を開催		
介護予防講師派遣事業	地域で実施されている高齢者サロン等に、介護予防に資する活動を指導する講師の派遣を実施		
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	実施	※詳細は下記
介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修会	地域での高齢者の見守りや介護予防に資する体操を普及するためのボランティアを育成するための研修会等を実施		
介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援	地域での介護予防活動の推進のために、住民運営の通いの場での体力測定や活動支援に係る講座等を開催		
一般介護予防事業評価事業	計画に定める目標値の達成状況等の検証により、事業評価を行う	実施	3段階の評価指標（ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標）を活用し実施
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、介護事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場（地域サロン等）へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。	実施	希望に応じてリハビリテーション専門職を派遣し、住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等への介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援、その他地域における介護予防の取組みの機能強化をする支援等を実施